

公共の場所や山林、決められた集積場以外の集積場などにごみを投棄することやごみを焼却することは、**法律ならびに条例で固く禁止されています。**

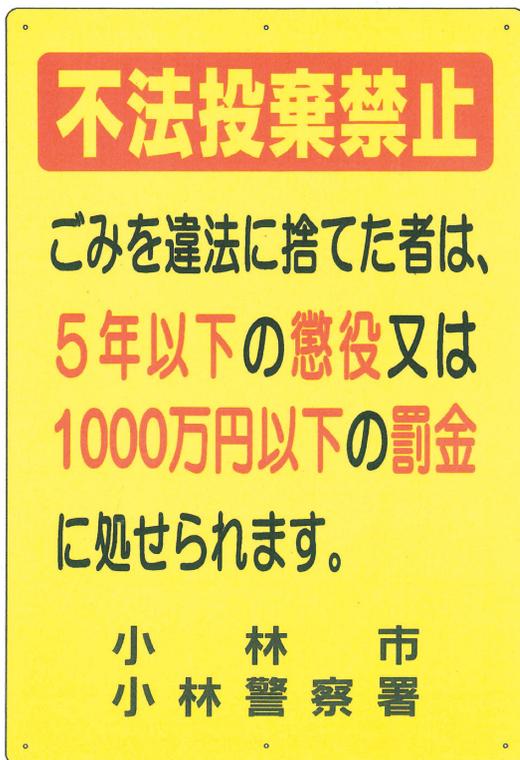
発生周辺の住民の方に迷惑となります。また、環境にも悪影響を及ぼしますので、絶対にしないでください。

不法投棄ならびに野焼きは、

**5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金**

または両方が科せられます。

※法人の場合は、3億円以下の罰金となります。



## ●野焼きの例外

たき火・キャンプファイヤー、農林業を営むために行う草木や収穫後の枝やつるなどの焼却

※例外焼却の場合でも、周辺で生活する住民の立場になって、周辺環境への配慮を十分に行ってください。

不法投棄・屋外焼却は、**犯罪行為**です! 絶対にしないでください。